

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第21号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）							
組 織	区 分						組 織	区 分						
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	
知 本 事 の 事 務 部 局	[略]	[略]	参事 [略]	[略]	[略]	[略]	知 本 事 の 事 務 部 局	[略]	[略]	室長	[略]	[略]	[略]	
		副局長 室長 首席調 査監 首席ふ るさと 振興監			地域企 画監	ふるさ と振興 監				副局長 首席調 査監 首席ふ るさと 振興監 首席少 子化対 策監 首席I LC推 進監 [略]	参事 [略]	地域企 画監 地方路 線対策 監 首席ス ポーツ 振興専 門員 医療企 画監 医師支 援推進 監 競馬改 革推進 監 県産米 戦略監 会計指 導監 [略]	ふるさ と振興 監 少子化 対策監	
広 域 振 興 局		副局長 部長（ 盛岡に 限る。） ） 保健福	[略]	県税部 長	[略]		広 域 振 興 局		副局長	[略]	県税部 長（盛 岡を除 く。） 長（盛 岡に限	[略]		
				保健福 祉環境					保健福 祉環境		保健福 祉環境			

			に限る 。) 福祉総 合相談 センタ ー所長 [略]		情報調 査監 県民生 活セン ター所 長 [略]		
[略]							
教育 委員 会 の 事 務 局 等	本 庁	[略]	教育次 長 <u>室長</u>	参事 [略]	[略]		
[略]							
警 察	本 部 等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			監察官 <u>留置管 理官</u> 科学捜 査研究 所長 [略]	<u>施設調 査官</u> [略]			
[略]							
[略]							

						福祉総 合相談 センタ ー所長 [略]	県民生 活セン ター所 長 [略]
[略]							
教育 委員 会 の 事 務 局 等	本 庁	[略]	教育次 長	<u>室長</u> 参事 [略]	[略]		
[略]							
警 察	本 部 等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						監察官 <u>施設整 備室長</u> [略]	科学捜 査研究 所長 [略]
[略]							
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。